いては、水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号。以下「規則」という。）第百十条第三項第五号に掲げる資産のほか、その損失の全部又は一部について行政庁（規則第一条第十三号に規定する行政庁をいう。）の承認を受けたもの（次条において「特定震災損失」という。）を、同項第五号に定める繰延資産に属させることができる。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に第二条の規定による改正前の水産資源保護法施行規則別記様式第二号により交付された輸入許可証及び同令別記様式第三号により交付された立入検査をする職員の身分証明証は、同条の規定による改正後の同令別記様式により交付された証明書とみなす。

3　この省令の施行前に第三条の規定による改正前の内水面漁業の振興に関する法律施行規則別記様式第八号により交付された証明書は、同条の規定による改正後の同令別記様式により交付された証明書とみなす。

4　第一条（第七号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則第一条から第五条まで、第十条から第十九条まで及び別記様式第一号から別記様式第三号まで並びに第一条（第九号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の大臣管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する省令第一項から第六項までの規定は、改正法附則第二十八条の規定により改正法第六条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。

5　この省令の施行前にした行為及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○農林水産省令第五十号

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行に伴い、並びに水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月八日

農林水産大臣　江藤　拓

水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分であるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条）	第一章　総則（第一条）
第二章　事業（第二条―第七十六条）	第二章　事業（第二条―第七十六条）
第三章　共済契約に係る契約条件の変更（第七十七条―第八十四条）	第三章　共済契約に係る契約条件の変更（第七十七条―第八十四条）
第四章　子会社等（第八十五条―第九十二条の二）	第四章　子会社等（第八十五条―第九十二条の二）
第五章　管理	第五章　管理
第一節　議決権行使の期限（第九十三条・第九十四条）	第一節　議決権行使の期限（第九十三条・第九十四条）
第二節　役員（第九十四条の二―第百一条）	第二節　役員（第九十四条の二―第百一条）
第三節　決算書類	第三節　決算書類
第一款　総則（第百二条―第百七条）	第一款　総則（第百二条―第百七条）
第二款　貸借対照表（第百八条―第百二十一条）	第二款　貸借対照表（第百八条―第百二十一条）
第三款　損益計算書（第百二十二条―第百三十二条）	第三款　損益計算書（第百二十二条―第百三十二条）
第四款　剰余金処分案又は損失処理案（第百三十三条―第百三十六条）	第四款　剰余金処分案又は損失処理案（第百三十三条―第百三十六条）
第五款　注記表（第百三十七条―第百四十九条）	第五款　注記表（第百三十七条―第百四十九条）
第六款　事業報告（第百五十条―第百五十四条）	第六款　事業報告（第百五十条―第百五十四条）
第七款　附属明細書（第百五十五条―第百五十七条）	第七款　附属明細書（第百五十五条―第百五十七条）
第八款　部門別損益計算書（第百五十八条）	第八款　部門別損益計算書（第百五十八条）